平成３０年（フ）第３６号
大分市大字猪野277番地の１（喜多荘２）
債務者　堀　　将志
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１３号
北海道苫小牧市末広町１丁目２番22―1001号
債務者　熊田　千詠
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１９号
北海道苫小牧市三光町５丁目25番16号　ソフィーユ三光201号
債務者　庄司　雅子（旧姓林崎）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第２０号
北海道苫小牧市川沿町１丁目２番10号　コスモス202
債務者　桜庭知亜紀
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１号
岩手県遠野市鶯崎町２番11―311号
債務者　澤里　映子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９３号
愛知県豊明市新田町錦５番地12　ベル・ハウス101号
債務者　山田　哲也
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９号
兵庫県伊丹市御願塚４丁目９番１―305号
債務者　中村　江美
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２１号
兵庫県宝塚市亀井町10番２号　亀井ハイツ203号
債務者　大田　衛子（旧姓坂下）
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘５丁目13番地３
債務者　峠田　絹子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
佐賀市大和町大字尼寺1356―６　下村コーポ202号室、住民票上の住所佐賀市高木瀬西４丁目３番35号　コーポフレグランス今泉202号
債務者　古野　朱里
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１０号
佐賀市神園３丁目９番34号　グロース神園104
債務者　黒田　純子
1　決定年月日時　平成30年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
佐賀県武雄市山内町大字犬走4340番地
債務者　山領　春奈
1　決定年月日時　平成30年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成３０年（フ）第１１号
宮崎市城ケ崎４丁目８番地11　シャトレ田吉107号、前住所宮崎市下北方町野田580番地４木村コーポ305号
債務者　井上　美奈
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２３号
宮崎県都城市吉尾町2009番地１　クレス中村211号室
債務者　谷山佳奈恵
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成３０年（フ）第８号
福島県岩瀬郡鏡石町中央210番地
債務者　山野邉宗吉
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成３０年（フ）第６号
福井県坂井市丸岡町松川２丁目106番地、旧住所福井市飯塚町第９号106番地　レオパレスａｃｔｉｖｅ103号室
債務者　宮部菜津子
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第８号
福井県あわら市田中々第３号25番地７　ファミール芦原　204号、旧住所福井県丹生郡越前町気比庄第15号17番地１　促進住宅１―106
債務者　清水由美子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成30年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係